

## 戸田市救急ステーション制度実施要綱

平成27年3月9日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、不慮の事故や急病により呼吸・脈拍が停止するなど、重篤な傷病者が発生した際に、迅速な応急手当ができる事業所又はその他の団体（以下「事業所等」という。）を救急ステーションとして認定するために必要な事項を定めるとともに、市民による安全・安心のまちづくりを推進し、救命率の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急ステーション 救急ステーション認定証（以下「認定証」という。）及び救急ステーション表示証（以下「表示証」という。）を交付した事業所等をいう。
- (2) 救命講習等 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日消救第41号）に基づく普通救命講習、上級救命講習及び普及員講習をいう。
- (3) AED 自動体外式除細動器をいう。

(認定要件)

第3条 救急ステーションは、次の各号の(1)(2)の要件を満たしているものを「A認定（まちかど救急ステーション）」、(1)の要件を満たしているものを「B認定（まちかどAEDステーション）」、(3)の要件を満たしているものを「C認定（24まちかどAEDステーション）」とする。

- (1) 常時使用可能な状態に整備されたAEDを誰もが使用することができる場所に設置していること。
- (2) 救命講習等を受講している職員、従業員等が公開時間又は営業時間に勤務していること。
- (3) 24時間365日使用可能な状態に整備されたAEDを誰もが使用することができる場所に設置していること。

(認定申請)

第4条 前条の各救急ステーションの認定を受けようとする事業所等は、救急ステーション制度認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、消防長に提出しなければならない。

- (1) 救命講習等の修了証の写し（A認定のみ）
- (2) AEDの設置場所が分かる書類

(3) AEDの型式等が分かる書類（写し）

(4) その他消防長が必要と認めるもの

(認定)

第5条 消防長は、前条の申請があつたときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

(認定証及び表示証の交付)

第6条 消防長は、前条の認定を行ったときは、認定証（様式第2号）及び表示証（様式第3～5号の中で適当なもの）を申請者に交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 各救急ステーションの認定を受けた事業所等は、表示証を最も見やすい場所に表示するものとする。

(表示証の譲渡又は貸与の禁止)

第8条 各救急ステーションは、表示証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(認定証交付簿の備え付け)

第9条 認定証及び認定マークの交付に際して、消防長は、救急ステーション制度認定整理簿（様式第6号）を備え付け、認定証及び表示証の交付に関する事業所名、所在地等の必要事項を記録するものとする。

(認定証交付の変更及び辞退)

第10条 消防長は、まちかど救急ステーションが次の各号いずれかに該当する場合は、当該認定証の交付を取り消すものとする。この場合において、消防長は相手方に対し、救急ステーション制度（変更・辞退）届出書（様式第7号）を送付するものとする。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) 第3条に規定する要件が変更となり、別の認定を受けたいとき。

(4) 救急ステーション制度認定申請書の記載内容に変更が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、救急ステーションとして表示することが適当でないと消防長が認めるとき。

2 前項の規定により認定証の交付を取り消された救急ステーションは、速やかに表示証を消防長に返還しなければならない。

(表示証の損傷等の届出)

第11条 表示証を損傷し、若しくは亡失したときは、救急ステーション制度（表示証損傷等）届出書（様式第8号）により、消防長に届け出るものとする。

(公表)

第12条 救急ステーションの認定を受けた事業所等は、ホームページ等により

情報を公表するものとする。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、消防本部警防課において所掌するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

救急ステーション制度認定申請書

年 月 日			
戸田市消防長			
申請者 住 所 氏 名			
戸田市救急ステーション制度の認定を受けたく、次のとおり申請します。			
事業所名			
所在地	戸田市		
代表者	職名		氏名
A E D 管理担当	課名		氏名
	連絡先電話番号 ( )		
設置 A E D	メーカー名		機種名
	パッド種類	大人用・小児用	設置台数
A E D 設置場所 (具体的に)		表示証 交付枚数	台  枚
使用可能な曜日			
使用可能な時間			
普通救命講習等有資格者氏名等（A認定のみ記載）			
職 名	氏 名	講習種別	
※ 受 付		※ 経 過	
		認定区分： A B C	
		認定日： 年 月 日	

※欄は記入しないでください。（消防確認用）

第 号

戸田市救急ステーション制度認定証

様

救急ステーション制度の認定要件に適合する事業所（団体）として認定  
します。

1 所在地

2 事業所等名

3 認定日 年 月 日

4 認定区分

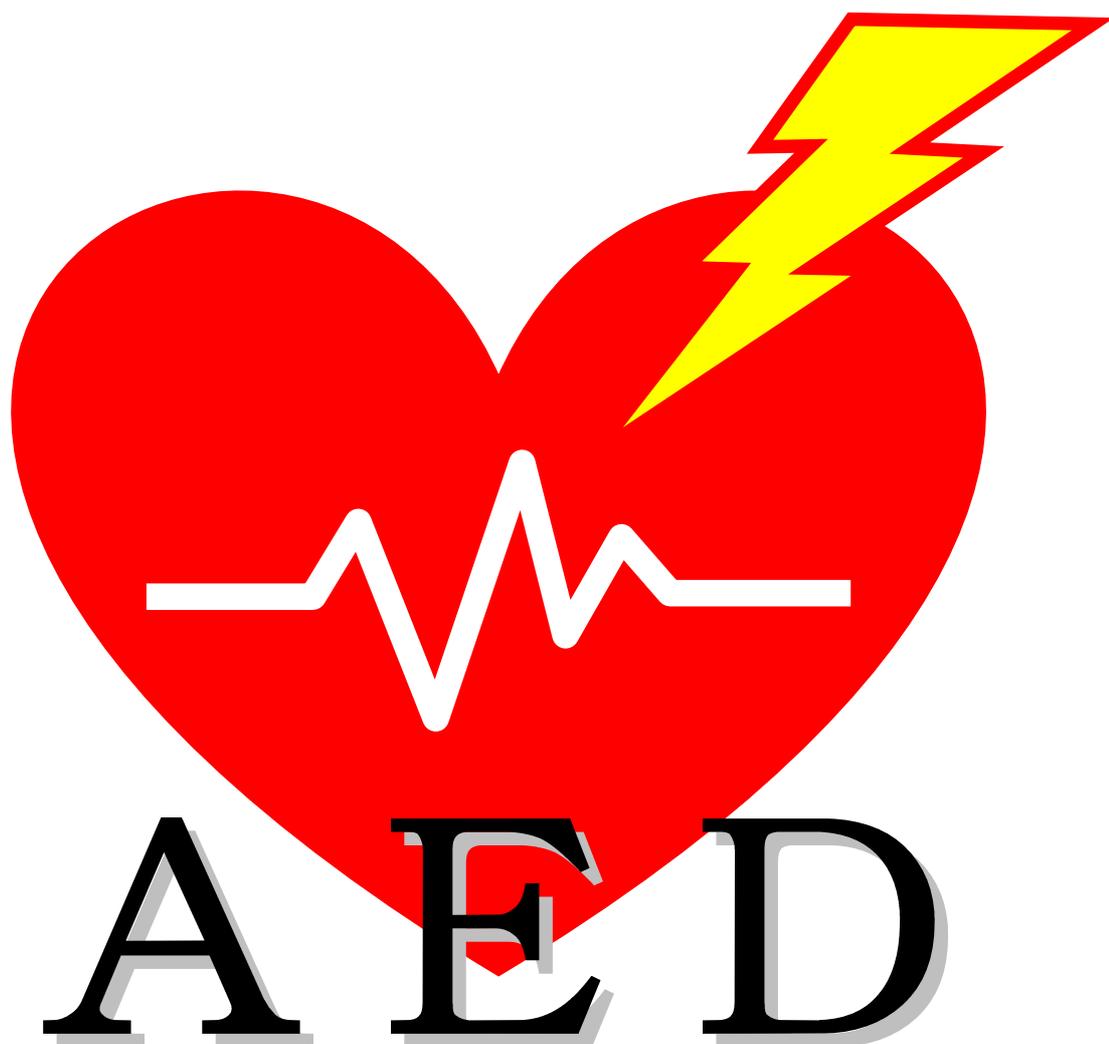
年 月 日

戸田市消防本部

消防長



# まちかど救急ステーション



当施設のAEDは、どなたでもご利用いただけます。

## 戸田市消防本部認定

# まちかどAEDステーション



当施設のAEDは、どなたでもご利用いただけます。

## 戸田市消防本部認定

様式第5号（第6条関係）

# 24時間 まちかどAEDステーション



当施設のAEDは、どなたでもご利用いただけます。

## 戸田市消防本部認定



様式第7号（第10条関係）

救急ステーション制度（変更・辞退）届出書

年      月      日			
戸田市消防長			
申請者 住 所 氏 名			
救急ステーション制度について（変更・辞退）したく、次のとおり届け 出ます。			
事業所名			
所在地	戸田市		
代表者	職名		氏名
連絡先	電話番号            (            )		
認定日・番号	年      月      日      ・ 第            号		
認定区分			
変更の内容 又は 辞退の理由			
※ 受 付	※ 経 過		

※欄は記入しないでください。（消防確認用）

様式第8号（第11条関係）

救急ステーション制度（表示証損傷等）届出書

年 月 日			
戸田市消防長			
申請者 住 所 氏 名			
救急ステーション表示証等について（損傷・亡失）いたしましたので、 次のとおり届け出ます。			
事業所名			
所在地	戸田市		
代表者	職名	氏名	
連絡先	電話番号 ( )		
認定日・番号	年 月 日 ・ 第 号		
認定区分		表示証 再交付枚数	枚
（損傷・亡失）日	年 月 日		
（損傷・亡失） の内容 又は理由			
※ 受 付	※ 経 過		

※欄は記入しないでください。（消防確認用）